

「一村限明細絵図」に関する三種類の台帳について

山田 稔

はじめに

山口県文書館が収蔵する「一村限明細絵図」（地下上申絵図）^[1]は、享保期以降、萩藩絵図方が作成した防長両国全域における一村単位の村絵図群の総称である。本絵図群は、大別して、「地下図」（各村役人から絵図方に差し出されたもの）と「清図」（地下図を絵図方に統一的に清書したもの）から構成され、地下図四五八枚、清図三九五枚の計八五三枚^[2]が現存している。ところで、この絵図群の台帳としては、藩政期の「絵図石高附地下由来寺社旧記根帳」と「諸役所控目録」^[4]のほか、明治期の「旧記細目」^[5]の計三種類がある。

これらは拙稿^[6]において、主として絵図製作の進捗状況を確認する目的で紹介してきたが、当然ながら各台帳には明細絵図の製作方法や管理等に関する様々な事項も記されている。そこで、小稿では「一村限明細絵図」に関する三種類の台帳を今一度まとめて紹介し、そこから判明する絵図製作と管理に関する情報を記してみたい。

一 絵図石高附地下由来寺社旧記根帳

本書は、表題に示されるように、①絵図②石高附③地下由来④寺社旧記の根帳である。①の「絵図」は、「一村限明細絵図」を指す。②③は、明細絵図に伴って作成された「一村」との「石高附」、「由来書」、「境目書」で、これらは明治期に「地下上申⁽⁷⁾」と総称する防長の地誌としてまとめられている。④は、防長両国各寺社の由来書である「寺社由來⁽⁸⁾」のことを指す。以上は、いずれも萩藩絵図方が作成に関わった記録である。

この「絵図石高附地下由来寺社旧記根帳」(以下、「根帳」と表記)は、横長帳形式の台帳で、三冊が現存している。現在は整理用の表紙が付けられているが、当初の表紙は柿渋塗りで、裏表紙に簿冊の総紙数が明記され、その数字の上に検印が捺されるなど、管理台帳としての体裁を整えている。各表紙には次のように記されている。

(表紙)

「周防六郡之内熊毛郡

熊毛宰判

絵図石高附地下由来寺社旧記根帳

上関宰判

共拾弐

(裏表紙)

「絵図石高附地下由来寺社旧記根帳」旧表紙 県庁伝来旧藩記録945~947

「紙數七拾枚 外二弐枚上紙

(表紙)

「周防六郡之内佐波郡

徳地宰判

絵図石高附地下由来寺社旧記根帳

三田尻宰判 德山領

共拾弐

(裏表紙)

「上紙共 六拾五枚

(表紙)

「周防六郡之内吉敷郡



山口宰判

絵図石高附地下由来寺社旧記根帳

(朱書)

い

小郡宰判

(裏表紙)

「上紙共 五拾八枚^印」

」

共拾式

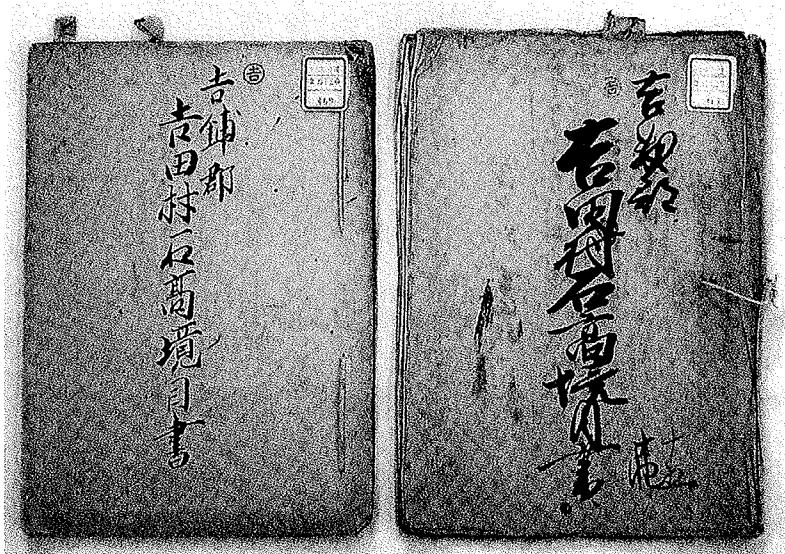
」

これらの記事から、この根帳は本来、周防・長門各六郡の計一二冊で構成されていたことがわかる。このうち、現在は佐波郡・熊毛郡・吉敷郡の三冊のみが伝わっている。いずれも作成年並びに作成者の記入は無い。

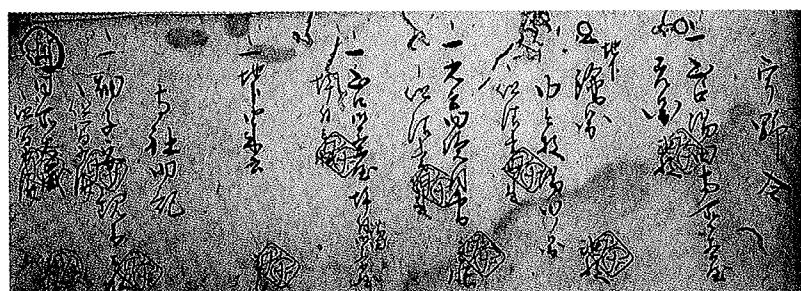
記載内容を見てみると、まず宰判別に分けられた上で、一村ごとの①地下絵図(地下図)②清書(清図)③地下由来書④地下境目書并石高附共⑤境目書清書⑥寺社旧記⑦寺社旧記写について、各種別に名称と点数が詳細に書き上げられ、検印が捺されている。料紙は藩の公用紙である黄紙を使用し、村毎に改丁されている。



「吉敷郡吉田村清図」(部分) 地下上申絵図521



「吉敷郡吉田村石高境目書」「同清書」(左) 地下上申468・469



「絵図石高附地下由来寺社旧記根帳 吉敷郡」 県庁伝来旧藩記録946

各根帳の記載内容の詳細は、稿末の別表に掲げたとおりである。計数にあたっては、原則として検印のあるものを対象としたが、検印が無くても実際には作成されている場合もあるため、現存の有無を確認して適宜補正処理を加えた（処理内容については同表末の注記を参照）。

ここで、根帳の記事から確認される事項をいくつか記しておきたい。

（1）内容年代

この根帳の成立年代は記されていないため、内容から検討を加えてみる。この三冊の根帳に収録された各記録原本の差出し年を確認すると、最も早いものは吉敷郡上宇野令子安觀音由来書の享保十年（一七二五）六月であり、最も遅いものは上関宰判伊保庄村般若寺由来書の弘化二年（一八四五）七月である。一方、根帳で、実際に年代の書き込みがある寺社旧記欄を見ると、「寛保元年（一七四二）九月」（熊毛宰判吉井村・八幡）が最も早く、「弘化二年」（前出般若寺）が最も遅い。寺社旧記は元文～寛延期が藩への差出しの中心だが、次に文化期以降が追加分を含めて多く、この追加に関する年号入りの記事がいくつか見られる。以上から、本根帳の内容年代は、現存する三冊に限定すれば、享保十年六月～弘化二年七月である。

前述のとおり、この根帳には員数の上に検印が捺されているが、印文を見ると六種類に分かれる。そこで、この各種検印^⑫と該当する各史料原本の差出し年を照合したところ、概ね享保～明和期、明和～文政期、弘化期に分けることが可能である。いずれにしても、根帳が完存していないため、各印の使用時期を確定するには至らないが、本根帳は、歴代絵図方役人が長期間にわたって書き継いだ管理台帳と考えられる。

（2）伝来と管理

萩藩の記録のうち、行政上必要なものは廃藩置県後に山口県庁へ移管された。その後、昭和五年（一九三〇）十二月に県庁から県立山口図書館へ委託され、「郷土志料」に組み入れられた。^⑬さらに、昭和三十四年（一九五九）四月の山口県文書館設置とともに引き継がれ、現在、「県庁伝来旧藩記録」^⑭の名称で一括保存されている。この旧藩記録には、別置史料として「風土注進案」や「閥閱錄」などが含まれる。根帳に記載される「一村限明細絵図」、「地下上申」、「寺社由来」並びに根帳自体もすべて同じ旧藩記録（根帳以外は別置史料）として分類されている。

しかし、前掲の旧藩記録や別置史料の多くが県庁旧記庫において一括管理され、「旧記庫所蔵記録目録」（明治二十五年）並びに「山口県庁所蔵毛利家記録目録（旧記庫所蔵記録目録）」（明治三十九年）に収録されているのに對して、本根帳は収録されていない。本根帳の詳細な伝来経緯は分からぬが、当初の表紙に付けられている古いラベルから、他の旧藩記録と同様に県立山口図書館を経て現在に至っていることは明らかである。ただし、県庁内において、一村限明細絵図等と本根帳が一体として保存されていたかは不明である。

（3）作成者

熊毛宰判至積村の寺社旧記欄に「一、庵 但、団ニ池ノ原と有、寺よりハ江ノ原と有ル」、「一、觀音 団ニ庵と有ル」という記事がある。また、山口宰判矢田村光円寺の場合は「団ニ無之」と、絵図に記載がない旨が補記されている。この他にも、寺社旧記と絵図との照合を示す同様な記事が多数見受けられる。

このことは、絵図・地下上申・寺社由来の三者を根帳へ單に記載するのではなく、作成・管理上も相互に連携させていたことを示している。前記三者が絵図方の事業であることは明白であり、詳細かつ実務的な記載内容からみても、本根帳の作成者（役職）は、絵図方ないしはその業家としての平田家と考えられる。

(4) その他

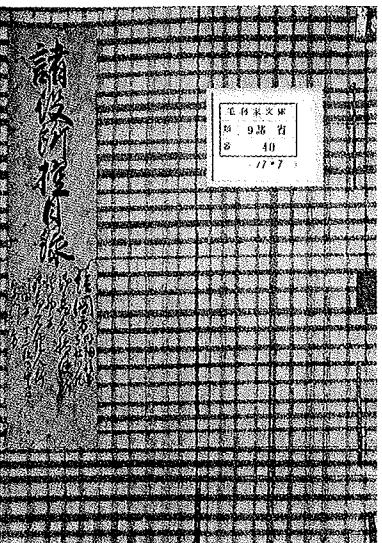
徳地宰判の半数の村には、地下図等とは別の「古絵図」が記載されている。これらは実物の所在を確認できないが、地下図を遡る年代のものと推測されて大変興味深い。また、清図の接合状態を示した「相紋図」は、後述の「諸役所控目録」の記事から吉敷・玖珂・大津郡の三枚（現存は吉敷・玖珂の二枚）が作成されたことがわかつてはいるが、本根帳から熊毛郡の下書きも存在していたことが判明した。

二 諸役所控目録

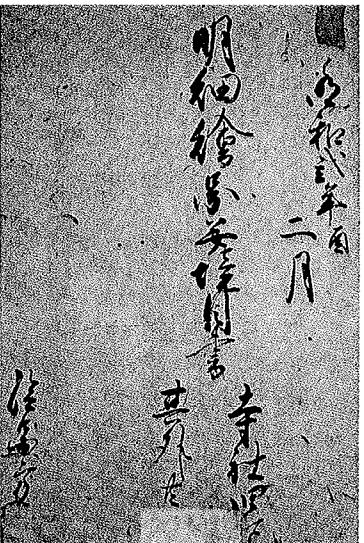
本目録は、明和二年（一七六五）二月、絵図方平田四郎左衛門が藩府に提出した絵図方保管文書の目録である。末尾には平田四郎左衛門の署名・印がある。表紙は冊子体で、絵図方の他に、御藏本検使所・濃物方・御藏本証人所・引田方・十三組御中間・宗門方が合綴されている。

内容を見ると、防長両国各郡・宰判別に、①地下絵図（地下図）②清書絵図（清図）③地下石高附・境目書・地下由来・地下人所持之御判物類写④境目書写⑤寺社旧記⑥寺社旧記写の点数が書き上げられている。前記「根帳」と後述の「旧記細目」が一村単位の記入であるのに対し、本目録は、郡・宰判単位での総量書き上げである。また、「根帳」のような頁数への検印はない。

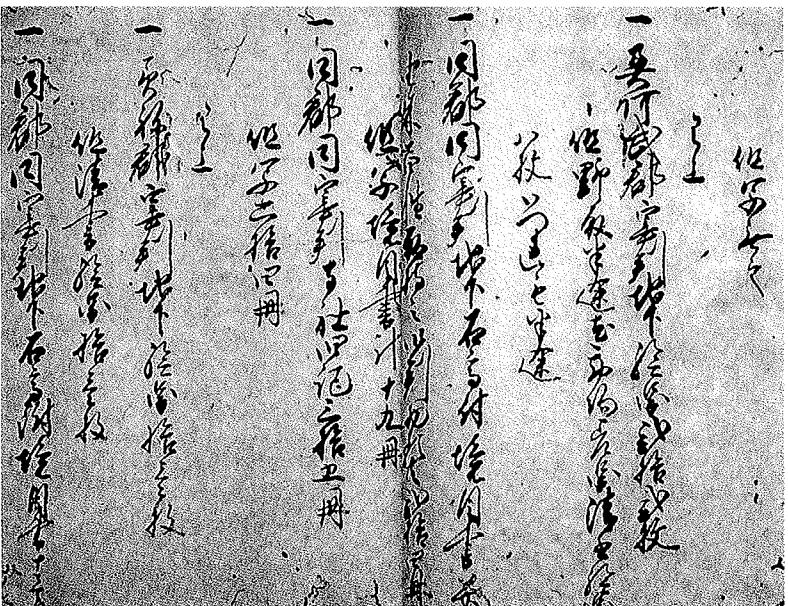
前出の「根帳」は藩政時代の長期間にわたって書き継がれた台帳であるが、本目録は、明和二年二月時点での絵図方保管文書を公式に録上したもので、藩政期における作成年の明らかな一村限明細絵図等の目録として、現在確認される唯一の記録である。



「諸役所控目録」表紙



「諸役所控目録」内表紙



「諸役所控目録」 毛利家文庫・諸省40 (17の7)

本目録は置県後に山口県庁へ引き継がれ、前掲の「旧記庫所蔵図書記録目録」には雑部第五号・一二冊と記録されている。現在も当該目録自体に「雑部五十壹号」と記された付箋が残る。旧記庫目録の凡例によれば、本目録は県庁から「毛利家へ譲渡」された記録の一部であり、今日、毛利家文庫として架蔵されるに至っている所以である。

次に、目録の記事から絵図製作に関する事項をいくつか抽出してみたい。

(1) 岩国領の絵図作成方法

(玖珂) 一 同郡岩国御領地下絵図五拾四枚

但、清書絵図四拾四枚、尤岩国御領之儀は格別ニ地下石高付境目書等も無之御座、絵図之裏書ニ諸郡境目書之通此方より相調庄屋畔頭え読聞せ、印形等も無之、都合岩国御領之儀は村別ニも裏書等も無御座候事

(中略)

(大島) 一 同郡岩国御領地下絵図式枚

但、清書絵図式枚、岩国御領之儀は前段ニ相記之通御座候事

ここに岩国領における作成方法が記されている。すでに地下図・清図全体の作成方法と様式については拙稿で紹介しているが、岩国領の地下図については、本藩領と異なり、絵図方が作成した石高附や里程書などが裏面に貼付される場合があるのが特徴である。

(2) 行程記

一 行程記六冊并寺社旧記七冊共二

但、御先代御国廻り之節調被仰付候分

一同 壱冊并寺社旧記壹冊共二

但、萩より小瀬川迄之分

一同 壱冊

但、萩より豊浦郡城戸西中山迄之分

一同 壱冊

但、玖珂郡高森より吉敷郡宮野迄之分

冒頭の行程記(Ⅰ)は、萩藩主の御国廻りの道筋を描いた街道絵図「御国廻御行程記」のことであり、「寺社旧記」七冊と共に現存する。

次項の行程記(Ⅱ)は、現在、毛利家文庫に架蔵される萩から江戸までの街道絵図「行程記」(全二五帖)ではない。同行程記は萩→小瀬川間も含んでいるが、当該区間は三田尻を境とした二帖で構成されており、寺社旧記を伴う「御国廻御行程記」とは描写方法が基本的に異なる。ここで云う行程記は、吉川史料館所蔵の「防長絵図」上二卷の原本と考えられる。同絵図は、拙稿「御国廻御行程記」とその異本について¹⁵⁾で紹介しているとおり(同稿中では吉川本)、描写区間は萩→小瀬川で、御国廻御行程記と同様の描写方法である。同図中の寺社には、その側に相紋として丸枠付きの漢数字が振られており、これに対応する寺社旧記が存在したことを示している。すなわち、

「一村限明細絵図」に関する三種類の台帳について(山田)

一一

(II) の行程記は、現在、その寺社旧記と共に所在が確認されない「行程記」であり、吉川史料館所蔵の「防長絵図」はその写本と推定される。

残る二冊の行程記(III・IV)は、同じく拙稿で紹介した萩博物館所蔵の「行程記」(従河嶋庄至岡枝村)(同前萩博本B)と「行程記 従熊毛郡八代村至吉敷郡宮野村」(同前萩博本C)である。上記の吉川本の原本、萩博本B・Cの三冊は、これまで作成年が不明であったが、本目録から明和二年(一七六五)二月時点での製作が完了¹⁸⁾していたことが判明した。

(3) 勘場差図

一奥阿武郡宰判地下絵図式拾式枚

(ママ)

但、野取半途尤勘場差図清書絵図ハ八枚いつれも半途

(中略)

一佐波郡徳地宰判地下絵図式拾五枚

但、勘場差図共清書未

現在、当館には、「勘場差図」として「三田尻諸役所差図」「中ノ関勘場差図」「〔萩八丁勘場差図〕」、「奥阿武郡勘場差図」、「都濃郡花岡御泊勘場差図」、「三田尻御茶屋地方勘場差図」、「前大津深川御休勘場差図」(以上毛利家文庫・絵図)、「勘場建物平面図」(県庁伝来旧藩記録)、「山口勘場建物平面図」(袋入絵図)の計一〇点が伝わっている。現在の所在は不明であるが、本目録から徳地宰判の勘場差図も存在していたことが確認され(同差図は「根帳」にも記載がある)、絵図方が勘場差図の作成・管理にも関わっていたことが分かる。

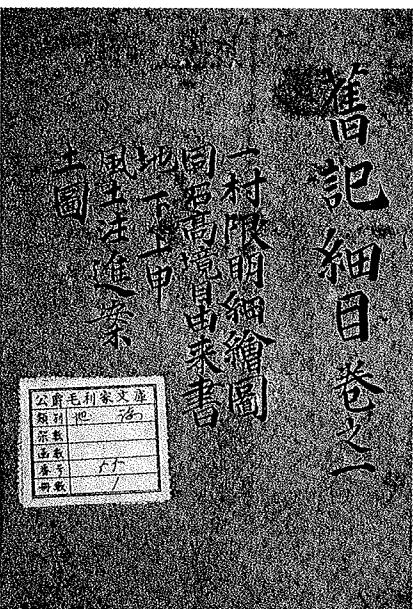
三 旧記細目

本書は、①一村限明細絵図②同石高境目由來書③地下上申④風土注進案⑤土図の目録である。このうち、⑤の土図は重要文化財「防長土図」(山口県立山口博物館蔵)である。絵図と石高境目由來書は一体として目録化されているが、寺社旧記(寺社由来)は含まれない。

本書も前出「諸役所控目録」と同様に、「旧記庫所蔵図書記録目録」に雑部第十三号・九冊として記載され、現在も「雑部第十三号」と記された付箋が残っている。本来は九冊であったようだが、現在は一冊が伝わるのみで、中表紙に「旧記細目 卷之二」とあることから、初巻の冊子とわかる。

凡例には次のように記されている。

一此細目ニ掲ケタル図書ハ、旧藩毛利氏絵図方頭
人井上武兵衛親明、命ヲ奉シ防長両国一村限四
隣ノ境目ヲ実地ニ就キテ検査シ、各村交互ニ異
論ナキ所ヲ以、地下図境目書及石高由來書ヲ作
ラシメ、庄屋畔頭等調印シ享保十一年ヨリ進達
セシメタルモノニシテ、将来村界ノ確拠之ニ及
フモノナン



「旧記細目」内表紙

二於テ精写シタルモノニシテ、地下図ノ闕タル
ハ清図ヲ以之ニ代ルモアリ

付、細目中村名ノ下課目ノ界ニ一ノ朱印ヲ置ク

ハ一枚一冊ノ印ナリ、或ハ某ノ村ヨリ某村ノ界

ニ涉ルハ横ニ朱線ヲ施シ一ノ印ヲ以其数ヲ置

ク、或ハ石高付ト境目書ト相兼タルハ某ノ界ニ

涉ル堅ニ朱線シ由來書ト相兼タルモ同シク或ハ

石高境目由來書ヲ相兼タルハ石高ノ界ヨリ起り

境目書ノ界ヲ經テ由來書ノ界ニ涉リテ止ルノ一

本ノ朱線シ一ノ印ヲ以其数ヲ置ク是モ數村ニ涉

ルハ横ニ朱線ノ左右堅ニ二本ノ朱線ヲ施シ一ノ

印ヲ以其数ヲ置クナリ、図ノ表ニ境目書ヲ兼不

タルハ朱ノ輪ヲ置ク(傍縁は筆者。以下略)

凡例に記されたような記号印等を用いて、郡・宰判別に

一村ごとの「地下図」「清図」「石高(書)」「境目(書)」

「由來(書)」の有無と点数が一覧表形式で整然と記されて

いる。加除修正が施された管理台帳ではなく、一定時点で

村名	地下図	清図	石高	境目	由來(書)
滝川村	一	一	一	二	
佐原村	十一	一	一	一	
大野村	九	一	一	一	
日吉村	一	一	一	二	
津美村	一	一	一	一	
久喜村	一	一	一	一	
新琴村	一	一	一	一	
河原村	一	一	一	一	
サヌキ村	一	一	一	一	
大野村	一	一	一	一	
十九	八	八	七	七	
廿七	八	八	七	七	
合計	二十六	二十六	二十二	二十二	
西	一	一	一	一	
東	一	一	一	一	
南	一	一	一	一	
北	一	一	一	一	

「旧記細目」 毛利家文庫・地誌54(2の1)

の書き上げ目録との印象を強く受ける。作成年の記入はないが、凡例の末尾に「右ニ掲ゲタルモノハ明治十八年七月三十日本府議事堂ニ備付供天覽セシモノナリ」と記されることから、明治十八年(一八八五)七月明治天皇の山口県行幸と関連したものと考えられる。また、作成者の記入もないが、当時の一村限明細絵図の管理状況⁽³⁾からみて、県庁誌史掛が作成に関与したものと推測される。

冒頭には、全体の数量が郡別にまとめて記されている。この記述から、明治期の或る時点において、絵図と境目書等は「周防国明細絵図箱」第一号(大島・玖珂・熊毛郡)、「同」第二号(都濃・佐波・吉敷郡)と「長門国明細絵図箱」第一号(厚狭・豊浦・美祢郡)、「同」第一号(大津・阿武・見島郡)に分けられて収められていたことがわかる。ただし、これが通常の管理状態であつたかについては疑問である。前出の「旧記庫所蔵図書記録目録」では、一村限明細絵図並びに境目書等は、周防部が地理ノ部第五〇号、長門部が同第五一号としてまとめて記載されているが、名称は「大島郡宰判明細絵図」、「同宰判石高境目由來書」等のように個別に掲げられている。裏付け史料がないために推測の域を出ないが、前記の箱に収められた状態は、天覽と関係したものとの見方もできよう。

「旧記細目」は、明治十八年頃における一村限明細絵図の保存状況を詳細に記した目録であることに変わりないが、注意すべき点が一つある。それは地下図の欄に補記される「新図」の存在である。

この「新図」とは、凡例の傍線「地下図ノ闕タルハ清図ヲ以之ニ代ルモアリ」に該当するもので、地下図の欠損(未調整を含む)を補完すべく清図を謄写したもので、様式が他の地下図と明らかに異なる。新図の作成目的は記されていないが、諸々の状況から判断して、天覽と関係したものと推測される。いずれにせよ、「旧記細目」に記された地下図の数量を藩政期の「根帳」や「諸役所控目録」と比較する場合は、この新図の存在に留意する必要がある。

おわりに

小稿で取り上げた三種類の台帳に記された地下図・清図の数量は、別掲表1・2のとおりである。なお、同表はこれまで拙稿へ掲載したものに一部修正を加えたものである。

ところで、「諸役所控目録」の内表紙には次のように記されている。

「 明和式年酉
二月

明細絵図并境目書 寺社旧記
其外共 絵図方

本稿の根帳の項では、「一村限明細絵図」と「境目書」等並びに寺社旧記の作成・管理上における関連性を指摘したが、これは三者が一体として作成されたと位置付けているのではない。前記の内表紙の記載方法からも窺えるように、基本的に「明細絵図」と「境目書」(地下上申)が一体であり、寺社旧記(寺社由来)は別個の事情により作成された記録である。⁽²²⁾

しかしながら、「根帳」と「諸役所控目録」が示しているとおり、絵図方はこれらの諸記録を総合的に管理していることは明らかである。このことは、絵図方の機能・役割を研究する上で今後も十分に検討すべき事項であり、その際は、萩藩領の地誌に関する総合情報局としての絵図方の存在を視野に入れる必要があると考えている。

註

(1) 山口県文書館における当該絵図群の名称は「地下上申絵図」である。「地下上申」は、「一村限明細絵図」に添えて作成された村ごとの「石高境目由来書」を、明治十年代に内務省修史局の司令による皇国地誌編修に関連し、原本を九六冊に清書して編集したものに付された名称である。本来、同史料は「一村限明細絵図」に伴って作成された文書であるが、昭和十一年に開設された山口県史編纂所の整理時点で、文書を主に置いた「地下上申付録村絵図」の名称が与えられた。県文書館における名称は、伝来経緯を尊重しつつ修正を加えたものだが、この影響を払拭し得ていない。

藩政時代における当該絵図群の名称は、「諸役所控目録」では「明細絵図」であり、地下図は「地下絵図」、清図は「清絵図」である。また、「絵図石高附地下由来寺社旧記根帳」では明細絵図の名称は見られず、地下図は「地下絵図」、清図は「清書」もしくは「清書絵図」である。一方、「一村限明細絵図」は明治期の「旧記細目」に見える名称である。「地下図

「一村限明細絵図」に関する三種類の台帳について(山田)

「清図」の名称もこの時点で登場する。また、「一村限明細絵図」の名称は、「山口県史料卷二十二付録之部図書目録」(『府県史料山口県六』所収、山口県文書館、一九九一)にも同様である。また、本絵図は、明治十二年五月時点で県庁租税課地理掛が保管し、「防長各村明細絵図」と称されていた(山崎一郎「明治・昭和戦前期、山口県庁における旧藩記録の保存と活用—毛利家文庫と県庁伝来旧藩記録—」(『山口県史研究』第9号、山口県史編さん室、二〇〇一)。

「一村限明細絵図」は、当時の境界論争頻発に端を発し、行政区画の基礎となる村毎の境界を確定するために作成されたものである。その後の絵図方における管理・活用の在り方については今後も検討を重ねていかねばならないが、主眼はまさしく「一村限りの境界を明確にすると同時に、その地理情報を絵図化することに置かれていたことに相違ない。以上に鑑み、筆者は当該絵図群の名称として、絵図方の作成目的を明確に示した「一村限明細絵図」を使用したものである。(本註は、拙稿「一村限明細絵図」清図の図様と接合形態—接合シユミレーションを通

「一村限明細絵図」に関する三種類の台帳について(山田)

一八

して一」(『山口県文書館研究紀要』第二四号、一九九七)の註記を加筆修正したもの)

(2) 摘稿「一村限明細絵図清図の図様と接合形態 接合シユミレーションを通して」(『山口県文書館研究紀要』第二四号、一九九七)ならびに「一村限明細絵図地下図の図様と全体構成」

〔『山口県文書館研究紀要』第一六号、一九九九〕による数量。ちなみに「地下上申絵図目録」(『県庁伝来旧藩記録等仮目録』所収、山口県文書館、一九八五)は、副図や写本、異物その他を含んでいるため数量は異なる。

(3) 県庁伝来旧藩記録九四五、九四七。当館蔵。

(4) 毛利家文庫・諸省四〇(一七の七)。当館蔵。

(5) 毛利家文庫・地誌五四(一の一)。当館蔵。

(6) 前掲註(2)「一村限明細絵図清図の図様と接合形態—接合シユミレーションを通して」、「一村限明細絵図地下図の図様と全体構成」。

(7) 旧藩別置記録。当館蔵。刊本「防長地下上申」全四巻(山口県地方史学会、一九七八)。「寺社旧記」と「寺社由来」の

(8) 旧藩別置記録。当館蔵。刊本「防長寺社由来」全七巻(山口県文書館、一九八一~八六)。

(9) このほか、絵図方が作成した台帳に「御両国寺社由来書附渡帳」(天保十三年寅ノ十月)、(『県庁伝来旧藩記録九〇三』。当館蔵)がある。これは絵図方から密用方への寺社由来の受け渡し台帳である。ここにも多数の捺印が捺されているが、根帳と一致するものは見当たらない。また、「諸役所控目録」に捺されている差出者平田四郎左衛門の印は、根帳には見られない。

(10) 「山口図書館五拾年略史」(山口県立山口図書館、一九五三)。

(11) 県庁伝来旧藩記録の形成過程に関しては、前掲註(1)の山崎氏による詳細な論考がある。

(12) 県庁戦前A四三七。当館蔵。

(13) 県庁伝来旧藩記録一〇八六・一〇八七。当館蔵。

(14) 毛利家文庫で「諸役所控目録」の名称があるものは諸省四

〇に一七冊、目次二二に一五冊、同三〇に一冊ある。これらと旧記庫所蔵図書目録の「一二冊」との関係は不明。

(15) 毛利家文庫・地誌五七。当館蔵。但し、現状は七帖であり、「諸役所控目録」に六帖と記される理由は不明。

(16) 毛利家文庫・社寺二一〇。当館蔵。

(17) 『山口県文書館研究紀要』第一五号、一九九八。

(21) 摘稿「地下上申絵図の地下図について—「旧記細目」による若干の検討」(『山口県文書館研究紀要』第一二号、一九八五)で、旧記細目と新図の関係について記している。

(22) 前掲註(7)の広田論文参照。

(18) 摘稿(註17)において、萩博本Bの作成年を文化九年(一八二二)としたが、これは同書に付隨する「寺社旧記」の作成年から推定したものであった。しかし、この「諸役所控目録」から、萩博本Bは明和二年(一七六五)二月時点での完成しており、同寺社旧記はその後の成立であることが分かった。萩博本Bには、寺社旧記に対応する相紋が記入されていながらも、この「諸役所控目録」に寺社旧記を付隨する旨が記されていないのはこの理由による。

(19) 摘稿「有馬喜惣太製作「防長土図」について」(『山口県立山口博物館研究報告』第一六号、一九九〇)参照。

(20) 前掲註(11)山崎論文参照。

「一村限明細絵図」に関する三種類の台帳について(山田)

一九

表2 清図数量一覧
(単位:枚)

郡名	宰判名	諸役所控目録 明和2年(1765)	絵図石高附地下由 来寺社旧記根帳	旧記細目 明治18年(1885)頃	現 存 ^{*3}
大島	大島郡	27	28	26	26
	上関	35		0	0
	岩国領	6		2	2
玖珂	前山代	12	91	16	15
	奥山代	16		16	17
	熊毛	6		6	7
	岩国領	44		53	53
熊毛	熊毛	22	22	22	19
	上関	22		0	0
都濃	都濃	0 ^{*1}	18	11	11
	前山代	0		7	7
	徳山領	0		0	17
佐波	徳地	0	34	25	25
	三田尻	13		8	7
	徳山領	0		0	0
吉敷	山口	18	27	16	15
	小郡	9		1	0
美祢	美祢郡	11	18	11	10
	吉田	7		7	7
厚狭	船木	23	32	24	24
	吉田	9		8	8
大津	先大津	8	17	8	8
	前大津	9		9	9
豊浦	先大津	0	56	5	5
	前大津	0		4	5
	長府領	9		45	46
	清末領	5		1	1
	本藩領(今浦)	0		1	1
見島	浜崎	1	1	1	1
阿武	当島	21	48	18	16
	浜崎			5	5
	奥阿武	8		22	22
	山口	—		1	1
	徳山領	2		2	1
合計		288	381		395

* 1 諸役所控目録では都濃宰判の名称ではなく、花岡宰判・鹿野宰判となっている。

* 2 現存欄の「都濃宰判3」は浅江村・三井村・大河内村、同じく「小郡宰判1」は切畠村である。

* 3 現存枚数は、拙稿「一村限明細絵図清図の図様と接合形態」(山口県文書館研究紀要第24号、1997.3)掲載の目録による。この際、完全な清図が現存していない村については「副図」と称される控図や製作半途のものを対象に含めたため、「旧記細目」より増加している。

* 4 「旧記細目」は、明治初期の郡・宰判管轄の異動を反映しているため、本表では元の管轄に戻して掲載した。

表1 地下図数量一覧
(単位:枚)

郡名	宰判名	諸役所控目録 明和2年(1765)	絵図石高附地下由 来寺社旧記根帳	旧記細目 明治18年(1885)頃	現 存 ^{*3}
大島	大島郡	29	35	27	27
	上関	6		6	0
	岩国領	2		2	2
玖珂	前山代	16	88	16	14
	奥山代	16		16	17
	熊毛	6		6	7
	岩国領	54		50	50
熊毛	熊毛	22	37	22	19
	上関	16		15	20
都濃	都濃	15 ^{*1}	49	13	12
	前山代	7		7	7
	徳山領	—		29	27
佐波	徳地	25	38	24	24
	三田尻	13		1	0
	徳山領	1		1	2
吉敷	山口	31	37	25	24
	小郡	14		9	8
美祢	美祢郡	11	18	11	11
	吉田	7		7	7
厚狭	船木	23	31	22	22
	吉田	9		9	9
大津	先大津	8	19	8	6
	前大津	9		11	8
豊浦	先大津	0	97	5	5
	前大津	0		5	4
	長府領	9		74	66 ^{**4}
	清末領	5		12	14
	本藩領(今浦)	0		1	0
見島	浜崎	1	1	0	0
阿武	当島	21	43	16	15
	浜崎			5	5
	奥阿武	22		21	21
	山口	—		1	1
	徳山領	2		0	0
合計		484	469 ^{**4}		458

* 1 諸役所控目録では都濃宰判の名称ではなく、花岡宰判・鹿野宰判となっている。

* 2 現存欄の「都濃宰判3」は浅江村・三井村・大河内村、同じく「小郡宰判1」は切畠村である。

* 3 現存枚数は、拙稿「一村限明細絵図地下図の図様と全体構成」(山口県文書館研究紀要第26号、1999.3)掲載の目録による。

* 4 「旧記細目」には、明治18年頃に地下図の欠員を補充するために清図を贋写した「新図」を地下図として計上してある。本表では、この「新図」を除外した数値を掲載した。

* 5 「旧記細目」は、明治初期の郡・宰判管轄の異動を反映しているため、本表では元の管轄に戻して掲載した。

別表
絵図石高附地下由来寺社旧記帳 熊毛郡 (県序伝来旧藩記録945)

都名	奉判名	村名	地下絵図	清書(絵図)	地下由来書	地丁帳目書	井石高附	境目書清書	寺社旧記	寺社旧記写	備考
	八代村	1	1	1	1	1	1	1	9	4	
	呼坂村	1	1	1	1	1	1	1	6	1	
	勝闘共ニ										
	原村	1	1	1	1	1	1	1	2	0	
	樋口村	1	1	1	1	1	1	1	3	3	
	小松原村	1	1	1	1	1	1	1	6	4	
	安田村	1	1	1	1	1	1	1	2	1	
	大河内村	1	1	1	1	1	1	1	3	1	
	小周防村	1	1	1	0	1	1	1	9	4	
	立野村	1	1	1	0	1	1	1	4	1	
	三井村	1	1	1	0	1	1	1	5	2	
	浅江村	1	1	1	0	1	1	1	7	3	
	熊毛										
	島田村	1	1	0	1	1	1	5	1		
	徳山領入交り	1	1	0	1	1	1	2	1		
	野原村	1	1	0	1	1	2	1			
	光井村	1	1	0	1	1	1	5	1		
	室瀬村	1	1	0	1	1	1	10	5(2)		
	伊保木村	1	1	0	1	1	1	2	0		
	三輪村	1	1	0	1	1	6	1			
	岩田村	1	1	0	1	1	1	4	2		
	東町村	1	1	0	1	1	1	7	7(1)		
	塙田村	1	1	0	1	1	1	7	1		
	吉井村	1	1	0	1	1	1	3	0		
	宿井村	1	1	0	1	1	1	3	1		
	※ [熊毛宰判天毛]「右清書絵図石高張紙末」(右端目書本かたが書いつれもいまだ)「一、惣石高村 老枚(印)」「一、愛絵図内及之下落 老枚(印)」										
	小計	22	22	7	22	22	110	44			

絵図石高附地下由来寺社旧記帳 佐波郡 (県序伝来旧藩記録946)

都名	奉判名	村名	地下絵図	清書(絵図)	地下由来書	地丁帳目書	井石高附	境目書清書	寺社旧記	寺社旧記写	備考
	袖木村	1	0	0	1	1	1	1	6	4	
	野谷村	1	1*	1	1	1	1	1	5	1	[頃]「一、古絵図 老枚(印)」
	舟路村	1	0	1	1	1	1	1	0		[頃]「一、古絵図 老枚(印)」、[地]「一、朝鮮人岡田吉右衛門由来 老枚(印)」
	引谷村	1	0	1	1	1	1	1	0		[頃]「一、古絵図 老枚(印)」
	佐波村	1	1*	1	1	0	4	0			[頃]「一、古絵図 老枚(印)」、[地]「一、奈良定期左衛門詔文 一通(印)」
	三谷村	1	1*	1	1	1	1	1	5	0	[頃]「一、古絵図 老枚(印)」、[地]「一、老枚(印)」
	深谷村	1	1*	1	1	0	2	0	0		[頃]「一、古絵図 老枚(印)」
	小合	37	22	7	37	37	144	44			

「 東延田縦絵図 」 は豊やかに種類の和歌がいくつも(三田)

11回

小吉祖村	1	1*	1	1	1 (但表紙未)	6	0	【領】「一、古絵図 老枚 (印)」
堀村	1 (庄方共)	1*	1	1	1 (但表紙未)	15	0	【領】「一、古絵図 老枚 (印)」 持御判物写 老枚 (印)」「一、百姓所持御判物写 老枚 (印)」 【印】「一、末」
山郷村		1*	1	1	1 (但表紙未)	1	0	【領】「一、古絵図 老枚 (印)」
串村		1*	0	0	1 (但表紙未)	3	0	【地】縦目香清書に貝数記載・印なし。
緑河内村	1	1*	0	1	1 (但表紙未)	5	0	【地】石高塊目書の間に「清書相消」とあるが絵図の箇所への書き誤りか。
栗山村	1	1*	0	1	1 (但表紙未)	3	0	【寺】「寺無之」
清涼寺村	1	1*	0	1	0	0	【寺】「寺無之」	
高瀬村	1	1*	1	1	0	2	0	【寺】「社無之」
夏切村	1	1*	1	1	0	2	0	【寺】「社無之」
猿之内二有	1	1*	1	1	0	2	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」 【寺】「社無之」
坪畠村		1*	1	1	0	2	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」 【寺】「社無之」
米光村	1	1*	1	1	1 (但表紙未)	2	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」 持御判物写 老枚 (印)」 【寺】「社無之」
馬神村	1	1*	1	1	1 (但表紙未)	4	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」
上村	1	1*	1	1	1 (但表紙未)	4	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」
島地村	1	1*	1	1	1 (但表紙未)	4	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」
藤木村	1	1*	1	1	1 (但表紙未)	2	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」
伊賀地村	1	1*	1	1	0	8	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」
岸見村	1	1*	0	1	0	2	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」 【寺】「社無之」
小計	24	21	19	24	13	39	5	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」 【寺】「社無之」
切畠村	1	1	1	1	1	2	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」 【寺】「社無之」
奈美村	1	1	1	1	1	4	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」 【寺】「社無之」
真名尾村	1 (因良名尾) 内外兼有之	1	1	1	1	8	0	【頭】「一、古絵図 老枚 (印)」 【寺】「社無之」
右田村	1	1	1	1	1	13	0	【末】「一、湯野と出入之図 老枚 (印)」
佐渡	三田尻	1	1	1	1	3	0	【末】「一、湯野と出入之図 老枚 (印)」
佐渡	高井村	1	1	2	1	4	0	【地】「一、同 (地下由来書) 佐野由来 老枚 (印)」
佐渡	大崎共	1	1	1	1	7	4 (1)	【地】「一、同 (地下由来書) 佐野由来 老枚 (印)」
佐渡	植松村	1	1	1	1	7	4 (1)	【地】「一、同 (地下由来書) 佐野由来 老枚 (印)」
佐渡	伊佐郷大塚共	1	1	2	1	6	0	【末】「一、伊佐郷大塚由来書 老枚 (印)」
仁井合	1	1	1	1	1	0	【末】「一、伊佐郷大塚由来書 老枚 (印)」	

絵図石高附地下由来寺社旧記帳根帳 吉敷郡 (県庁伝來日譜記録947)

郡名	奉判名	村名	地下絵図	清書(絵図)	地下由来書	地下境目書	境目書清書	寺社日記	寺社旧記写	備考
佐渡	三田尻	田島村 佐波島共	1	1	1	1	1	1	1	
		向島	1	1	1	1	1	14	8 (1)	【頭】「一、兩率判物石高附清書 老枚 (印)」 【地】「一、百姓所持御判物写 老枚 (印)」
		三田尻村	1	1	1	1	1	32	13 (1)	【金】地下絵図の側に「此絵図見え不申退而出来之分」(抹消)
		佐波今	1	1	1	1	1	8	2	【末】「一、地下海上絵図 老枚 (印)」
		牛札村	1	1	1	1	1	13	107	27
	小計		13	13	15	13	13			
佐渡	徳山領 富海村		1 (地下由来書) 石高附一様 但境目書共	0	0	7	0			【末】「右富海村絵図石高由来書目寺社由来書いつれも都浸郡徳山領之包みに有之」
	小計		1	0	1	0	0	7	0	
	合計		37	34	35	37	26	203	32	

「本懸垂墨絵図」に記やべる種類の印鑑はいごく（三田）

114

	矢原村	1	1	0	1	1	4	1 (1)	【寺】住吉の側に「住持札付 老婆（印）」
	平井村	1	1	0	1	1	3	2	
	吉田村	1	1	0	1	1	5	3	
吉敷	山口	2	1	0	1	1	7	3 (1)	
	恒富村								
	朝田村	1 (黒川共二)	1	0	1	5	4 (1)		
	平野村	1	1	0	1	1	3	2	
	※【山口宰判末尾】「一、吉敷郡敷余図 巻枚（印）」「一、阿武郡総目村山口宰判二付地下因清書圖共山口ノ包え入、寺社由来同断」								
	小計	27	18	8	18	18	176	94	
	小屋村	1	1	1	1 (境目書のみ) 1 (但表紙未)	11	9		
	大森村	1	1	1	1	1	6	3	
	秋穂村	2 (二島1枚)	1	2 (利根村、二島由米書各1)	1	1	21	15 (1)	【鏡】「一、秋穂村乘前之図一枚（印）」、 【寺】文政年仕出しの記事あり。
	鈴錢司村	1	1	1	2 (名田島村 由来書)	1	22	15 (2)	【鏡】「一、下津令と鎌錢司村出入之御判物之寫并絵 図巻枚（印）」【寺】文政年仕出しの記事あり。
	小郡上郷	1	1	1	1 (境目書のみ) み、石高附 號、印無し)	0	9	7 (1)	【寺】文政年仕出し記事あり。
	小郡下郷	1	1	1	1 (境目書のみ) 1 (但表紙未)	15	12 (2)		【鏡】「一、御茶屋差図 巻枚（印）」。
	賀川村	1	1	1	1 (境目書のみ)	0	19	14 (1)	【寺】通書一通。
	白松井関村	1	1	0	1	1 (但半途)	13	9 (1)	
	佐山共								
	白松岐波村	1	1	0	1	1 (但表紙未)	14	7 (1)	【鏡】「一、床波之図 巻枚（印）」、【地】「一、百姓 吉田八右衛門由来一般 但文政年地下より申出書式 通（印無し）」、【寺】文政年仕出し記事あり。
	小計	10	9	8	10	7	130	91	
	合計	37	27	16	28	306	185		

注①清書（絵図）欄の＊は、いずれも員数記載 押印が無く、「清書相闕」などと記載されているもの。

②寺社旧記写について、員数の箇所に被印が無いものも合計に含めた。この場合、内訳数を（ ）で示した。

③備考欄の各注記の【鏡】=地下絵図・清書、【地】=地下由来書、【寺】=寺社旧記、【寺写】=寺社旧記写、に関する内容を示している。

同じく、【鏡】=各村の冒頭に記されているもの、【地】=各村の末尾に記されているもの、を示している。